

## 2020年度第2回 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 議事概要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局

日時：2020年7月27日（月）16時～17時45分

場所：WEB会議による開催

### 【議事次第】

1. 各専門WGの検討状況について
  - (1) 高等教育専門WG
  - (2) 初等中等教育専門WG
2. 専門WGの設置について

### 【資料】

1. 高等教育専門ワーキング・グループ検討状況
2. 初等中等教育専門ワーキング・グループ検討状況
3. 専門ワーキング・グループの設置について（案）  
（参考資料）
  1. 改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）検討の方向性

### 【要旨】

本日のフォーラムの要旨は以下の通りである。

○ では、2020年度第2回教育著作権フォーラムを開始する。本日も円滑な進行にご協力をお願いしたい。お手元にある議事次第に従って議事を進めていきたい。

本日は、最初に各専門ワーキング・グループ（WG）について、高等教育専門WGと初等中等教育専門WGのそれぞれの主査から現在の検討状況の報告をいただき、その後両方のWGの報告に関する質疑を行い、最後に新しいWGの設置という議題となっている。最初にこのWGの検討状況について報告いただくが、その前に共同座長として、短期間で集中して議論していただいた両WGの主査、幹事、委員そして専門家の方々に心より感謝を申し上げる。特に委員については、フォーラム委員ではない方にも参加いただき、フォーラムでの検討状況をご理解いただくところから始めていただかなければいけないので大変だったと思うが、その様な委員の方々にもご参加いただいたことで大変多面的な検討ができたと考えている。そういった意味でも、大変よいWGの議論をしていただけたことに対して重ねて感謝を申し上げたい。また本日は、4名のWGの委員の方が傍聴という形で参加しておられることについても報告しておきたい。そして、今回のフォーラムの資料については、送付が連休直前の深夜という状況となり、事実上今回のフォーラム直前になってしまったことをお詫び申し上げたい。

それではまず高等教育WG主査に報告をお願いしたい。

○ それでは、高等教育専門WGの2回の会議の状況報告を始めたい。メンバーは別紙の通りで

ある。高等教育専門 WG 資料はこの様な状況となっているが、これは 3 月バージョンのフォーラム資料からかなり書き込みが増えて、3 月バージョンの補足、補充とかいうレベルを超えてしまっており、その辺りの事情から説明したい。

ご案内の通り、令和 2 年度（2020 年度）に関しては新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、教育機関における遠隔授業、小中高大含めて、これをスムーズに実施できるようにということで緊急的かつ特例的な措置ということで、令和 2 年度限りの運用指針とか補償金額 0 円とするということを定めた上で改正法が前倒し施行になったところである。その後 6 月の 2020 年度第 1 回のフォーラムでこの WG の設置が決定し、3 月までで保留となっていた議論を再開し、WG でブラッシュアップしていくという運びとなった訳である。令和 3 年度以降の運用指針の詰めに向けて、初等中等のグループと高等教育のグループに分けて、まず WG の中でしっかり揉んでいこうという作業に入ったところである。それで 6 月のフォーラムではこういった資料が承認され、こんな形で検討していくということが確認されている。

内容は、典型例を充実させていこうということが 1 番目の項目である。2 番目は残された課題について共通認識を得る。先ほどお見せした 3 月バージョンの運用指針では、権利者と利用者双方の意見が対立していた部分があった。例えば、ここでは「授業の目的に鑑み」という文言があったが、論文の取り扱いについて色々細かく議論する必要があるとか、コースパックというのはどう扱うべきなのかとか、あるいは小部分が原則だが全部できる場合というのもあり得るのでそれをどう整理するかという様な考え方でも議論が途中となっていた。それから、絶版の扱いも含めて、こういったことが 3 月時点では課題としてあったので、新たに設置する初等中等及び高等専門の WG でこれらの課題について、教育機関別にその特性に応じて詰めていこうというのが 2 番目の課題である。次に 3 番目はライセンスの許諾範囲。教育関係者として気になるのは、包括ライセンスとか基礎ライセンスとかいろいろ言い方はある様だが、こういったものをどう考えていくかという課題である。最後にその他として、入手時の契約と制限規定の関係をどう整理するかとか、コピー制限、アクセス制限にかかっているものをコピーガードを外して利用することをどう考えるかというのもその他の課題としてあるということが 6 月のフォーラムで確認された。これらの課題のうち、WG でやることが明らかになっているのが今の 2 番目の課題なので、もちろん他の課題にも留意をしながら、2 番目の課題を優先的に 2 回の WG で詰めていこうということで、議論を進めた訳である。

なお、その他の状況として、3 月に先ほどの運用指針の案が出て、これに対する意見募集が当時出ていたが、それに対して委員の方々から意見の提出がされたものが 4 月のフォーラムで配布された。4 月のフォーラムは令和 2 年度の特別の取り扱いを議論することに終始し、意見は配布はされたが、この運用指針に対する案は手つかずの状態となっていた。WG でも本来はそこからやるべきだったのだろうが、先ほどの方向性のところを重視し、この運用指針に対する委員から寄せられた意見についてはまだこなせていない。申し訳ないが、時間がなくて保留状態となっているところである。

もう 1 つ保留状態となっているのが、6 月の 2020 年度第 1 回のフォーラムで事務局から運用指針の案が出されてその増補案、例示の追加について意見募集があって、6 月の終わりに意見をとりまとめたものが委員に送られたが、これについても WG では直接的に取り扱っていない。従って、増補案に対して寄せられた意見については、第 3 回以降の WG でもう一度見直さないといけないと考えている。既に意見を出したが反映されてないと思われる方もおられると思うが、申し訳ないが、ちょっとそこまで手がつけられなかったので、今後の WG で取り上げて議論したい

と考えている。

この辺り積み残しが多い訳だが、先ほど示したこの資料についても、本日のフォーラムで報告するに当たり、取りあえず2回のWGの議論でここまでやったということ報告することについてWG委員の方々には了解をいただいた。もちろんまだまだ議論の余地があって書き足りないとか説明不足だということところは権利者、利用者両方ともに意見はある訳だが、2回のWGで議論があった、合意が成立したということまではいかない。まだまだ言い足りないことがあるが、議論があったということについてはご了解いただきたいということで、主査が若干強引にまとめさせていただいた。WGの皆様方にはこの場を借りてお礼を申し上げると共に、引き続き第3回以降でより建設的な議論をお願いしたいと考えている。

それでは3月版にちょっと時間を戻して説明させていただきたい。この「授業の目的に鑑み」とか「論文」とか「コースパック」とか「小部分」とか、こういった課題を3月までの議論の継続としてやらないといけない訳だが、それは3月の資料では9頁、先ほどの今後の方向性に書いてあるのは、授業の目的に鑑みとか、論文の取り扱いとか、小部分とかあるが、これはまさしく3月時点の運用指針案のうち9の部分だったので、WGでは時間も限られてるのでこの9の部分はどう取り扱うかということについて集中的に議論をした。この検討の方向性でも例示などについてWGで検討し、という様な書き方がされており、典型例も可能なものからどんどん入れていこうという報告もあったので、第1回のWGでは、この資料について、対立があったものについて、もつれた糸をほどいていける様な例示を出していこうということで議論を始めた。そこで取っ掛かりとして、私から例えば論文についてはこの出版物の取り扱いもあるし、小部分の取り扱いもあるし、授業の目的に鑑みというところにも関わってくるので、私の方から取っ掛かりとして論文というものにも色々な使われ方がある、もちろん一部分だけ抜粋してレジュメに入れるということもあるが、例えば卒業研究の中で先行研究の考え方を分析したり学ぶという様な観点から、既存の論文の全文を通読するというようなことも授業としてはあり得る。そういった場合に小部分しかダメだということになると、なかなか難しいのではないかと。授業の目的に鑑みというと、例えば様々な授業の中にはその様な卒業研究で通読するという形態もあるだろう。そういったものについては全部複製あるいは公衆送信することとなってもいいのではないかと。特に論文には色々な発行の形態がある訳で、論文集の場合、ある特定の論文を授業で使いたい、論文集全体を学生に買わせるというのはかなり酷なものがあるのではないかとという様なことを検討の叩き台として示して、第1回のWGでは典型例を追加しようというイメージで議論を始めた訳だが、その1つの案に対しても、例えばひと口に論文といっても特定のテーマに絞った市場が非常に限られたものもあるのではないかと、誰に対してどんな形で提供するために刊行されているのかという様なことも考慮すべきではないかと、あるいは全部利用をダメだとは言わないが容易に入手できるものについてはやはり買ってもらうのが原則ではないかと、逆に注文すれば買えるという様にいっても学生が入手するような方法とか価格とかの面でなかなか難しいものもあるのではないかと。あるいは資料としても、製本されたものはまずいのではないかと、バラだったらいいけどみたいなものはどの様な考え方で整理すればよいのかとか、この様に卒業研究における論文の取り扱いという1つの例だけでもあちこちから意見がどんどん出てきた訳である。即ち、例えば権利者と利用者のどちらか片方がこれは典型例ではないかと思う様な例であっても、他方の当事者からすると、いやいやそうしたことだけで典型例だと言ってもらっては困る、こんなケースもあるのではないかとというものがやはり双方にあるということが分かってきた。片方が典型例だと考えても他方の当事者からすればやや限界事例ではないかと、典型例と安易にいうのは難しいという例がたくさんあるということとなり、むしろ例

を挙げるといふことにはこだわらず、基本的な考え方あるいは不当に害することとなる場合、ひいては 35 条の考え方というのを丁寧に書くことによって、この運用指針を読む人にとってできるだけイメージしやすいような整理をしていった方がよいのではないか、ということになった。典型例を増やすことよりも考え方を丁寧に説明しようということから、この資料の様に、3 月の時点では⑨の下のリード文は 7 行位しかなかったが、1 頁位にわたって書き込むという形で整理しようという様に第 2 回にはなった。権利者の側からはやはり不安の声が出て、その授業の目的に鑑みとかいう記述については、教育現場で教師が第一義的に判断するという様なことになると、授業のためであれば何でも無断で利用できると、全部複製、全部公衆送信しても構わないのだという様な拡大解釈がされるのではないかという懸念が示されたので、そういう趣旨ではないということをはっきりさせるための記述も盛り込んでいる。児童生徒学生にとって良かれと思って、教育のためだからいいんだという様な安易な発想に立つのは禁物で、一方では、ここにガイドラインで限定的に示せないでグレーゾーンというのが生まれるわけだが、それによって利用が萎縮してしまうという様なことがあっては困るが、教育だから何でもできるという様な安易な発想に立つのはダメだということをして 7 で述べたようにというのは、この 9 番以前とも関連してくる訳だが、その権利者の利益を不当に害することとなる場合とは別に、教育の側で必要と認められる範囲という考え方があり、そこを他の関係も併せて考える必要があって、それを考えるために基本的な考え方を整理した。この構造を理解していただくと、ICT 活用教育に円滑になるのではないかという様なまとめ方をした訳である。こういった考え方の説明をこのリード部分によってしっかり書くとともにこの枠の中でも書くことで、こういったその趣旨をより明確にする。なかなか典型例だけでは説明できないことを考え方を丁寧に説明することによって、読み手に分かっていただこうという形でこういう体裁になった訳である。

例えば、⑨のリード文は、改正著作権法 35 条の条文の意味をできるだけ噛み砕いて説明して、こここのところを押さえといてくださいと、35 条はこの様なことを言っているのだということを書いたことによって、ボリュームが多くなった訳である。それを受けて、3 月バージョンでは、高等教育の枠囲みの中で基本的な考え方として、「複製部数や公衆送信の受信者の数」、「著作物の種類と分量」の 2 本柱になっていたものを、今回は丁寧に書こうという様に考え方を整理したので、35 条の条文のキーワードに沿って、今回の WG では「著作物の種類」、「著作物の用途」、「複製の部数・公衆送信の受信者の数」、「複製・公衆送信・伝達の態様」と、柱を立て直してその柱ごとに考え方を整理するように持っていった訳である。

それで先ほども申し上げた論文でいろいろな議論があり、全部か小部分かという様なことについては今後の WG で引き続き議論を続けたいと思っているが、先ほどの 4 つのキーワードには、35 条の条文には分量という記述はどこにもない訳である。これについては、厳密には著作物の種類の観点の区分ではないという様なことで、分量の考え方をここで補いながら基本的には 4 つの柱に沿いながら整理したということになっている。

なお先ほども触れた様に 3 月時点では、不当に害さない範囲を考えるに当たっては、基本的には著作物の小部分が原則であって、例外的に場合によっては全部もあり得るというニュアンスでまとめられていたが、35 条の条文には分量については何も書いていない。教育の目的において必要と認められる範囲であれば複製できる。ただし、不当に害する場合はその限りでないということで、全部が原則か小部分が原則かどちらが原則だということが明らかにされていない。このため、一部が原則だとか全部が原則だという様なことについては敢えて書かずにニュートラルなスタンスで整理しながら、この考え方をまとめたものである。もちろん引き続き具体的な事例に基づきなが

ら、WGでは議論を進めていきたいと思うが、少なくとも2回のWGはこんな形で整理をした。

続いて、枠囲みのところを補足しながら説明をすると、リード部分でも書いてあるが、いくつか例を挙げながら、こういった事例は著作権者等の利益を不当に害するといえない可能性があるとか利益を不当に害することとなる可能性は低いと考えられるとかということ、可能性が高いとか低いとかいう書き方をしており、先ほども議論が分かれたことを紹介したように、1つのある特定の例を挙げても解釈の幅はあってグレーゾーンがどうしても否定できないということから、やむを得ず、可能性が高いとか低いという様な書き方をしたところである。

これをまとめるに当たってそういう工夫をした訳だが、逆に考えるとグレーゾーンがあるがために権利者や教育関係者が訴訟リスクを恐れて萎縮してしまう様なことがあっては困るだろう。もちろんこういった形でこれらの例示を踏まえて考えていただければいい訳だが、やはり教育関係者にとってはこの内容を全てじっくり理解するのはなかなか難しい。そうすると、萎縮して利用をためらうようなことがあってしまうのではないかという恐れはある。こういったことに関しては先ほどの今後の検討の方向性の3番でライセンスが課題になっているが、WGの当面の課題ではないのかも知れないが、利用者に萎縮させないためには、グレーゾーンはあるが、グレーゾーンが多少黒に近いところにいったとしても、セーフティーネットとして包括ライセンスがあれば安心して利用できるのではないかと考えており、今後WGで預かれる話かどうか分からないが、フォーラム全体も含めて包括ライセンスの在り方について議論していただきたいと考えている。もちろん、権利者の中には、不当に害する範囲とか必要と認められる限度とはいえない場合については包括ライセンスは無理だと、個別契約だという考え方がもしあるとすれば、今回まとめたような資料とは抜本的に言い換え、グレーゾーンができるだけないような資料にしていけないと思っているが、現に私が主査として不安なのは事務局の資料では包括ライセンスは授業内に関してはないという様な形になっているので、その辺りをフォーラム全体としてどうなのかということ、是非議論いただきたい。その方向によってはWGのまとめ方もひょっとしたら変わってくるかも知れないという様な気がしているが、今のところWGではそこまで踏み込んだ議論をしていないが、このような形で整理をしている。

それから、後ほど初等中等WGの検討状況を報告いただくが、基本的に高等教育のフォーマットに合わせていただいているところがあるが、重複しているところを整理しなければいけないとか、あるいは先ほど申し上げた様な7の部分との関連があるので、今回は9の部分しかみてないので運用指針全体の整合性をとりながら書き直しが必要になるかもしれないということも考えている。また、WGの積み残しとか、あるいは先ほど紹介した暫定版とか増補版への意見も見直しながら、本日の資料は更に変わっていく可能性はあるだろうと思っている。

それでは、少し具体的にWGでどんな意見があったのかを参考として紹介したい。まずリード文のところは先ほど紹介したグレーゾーンがあるという様なことは、この辺りに不当に害する可能性が高いという様な書き方をしたのはグレーゾーンがあるからということの説明しているところである。

それから、学習者にとってよかれというような安易な発想に立つのは禁物だというのは、むしろ教育現場の教員に対して釘を刺している意味だという様なことも意図している。安易な利用に関して釘を刺しているという意味合いも持っている。

基本的な考え方の著作物の種類に関しては、コンピューターソフト、アプリケーションソフトについてはデジタルコンテンツをそのままデジタルでコピーするっていうのは、やはりやりすぎだろうというのがあるが、紙に落としてソースプログラムを読み取る様な学習であればよい場合もある

かも知れない。こんな例を挙げている。

それから、論文とか色々まとまったものの利用方法について WG でも議論があったので少し整理をした。厳密には「著作物の種類」という観点での区別ではないが、著作物の種類とも関連して提供されている状況や著作物を入手する環境によって、全部を複製することが不当に害することとなったり、そうでなかったりすることもあるので、こんな考え方で整理しようというのを 3 点示した。

最初の例は、映画やテレビ番組を授業で使う場合である。それらをまるごと授業で使うのは必然性は少ないだろうから一部分というのはあるけれども、その一部分の中に素材としている部品として言語、音楽、写真、美術といった著作物が含まれている場合には、その一部分の中で部品の著作物が全部まるごと使われてしまうこともあるだろう。そういった場合は、例えば音楽や言語等の著作物そのものの享受を目的としているようなものは別だが、背景的にいわゆる映り込みの様な感じで利用されている場合であれば全部利用したとしても不当に害する場合には当たらないと考えていいのではないかな。著作権者の利益を不当に害する可能性は低い。絶対シロだとは書けないけれども可能性は低い、という様な考え方の説明をしている。

それから、次の例では論文集等の考え方で、先ほどの卒業研究等が当てはまるかも知れないが、論文集等編集物として流通しているものの中に 1 編の論文を利用する場合、その 1 編が単体で流通していなければ全部を複製しても不当に害することとなる可能性は低いという様にした。もちろん、権利者の方々から簡単に言うなよという様な意見を既にいただいているので、引き続き議論を続けるが、取りあえずこんな考え方もテーブルに乗せて議論がされたということである。論文集の中で 1 編だけ使う場合に論文集全部を買えというのは酷なので、1 編だけを卒業論文の中で使う場合は権利者の利益を不当に害する可能性は低い。もっとも、その編集物が学生が買える位の、購入させることに合理性があるような場合は、わざわざコピーしなくも買えばよいだろうということで全部を複製することの妥当性は低くなるという様な見方も考えている。金額は一概にいくら以上とか、いくら以下とは書けないが、考え方として、この様な考え方で全部が認められる場合もあるという様な整理をしている。

これに関しては、権利者の方々からは、例えば管理事業者から、単品という表現がよいかどうか分からないが、論文のバラ売りみたいなことをしているケースもあるので、そんなことも読めるような表現にしたらどうかという意見も出ているので、引き続きどの様な表現にするかを詰めたいて考えている。こういう考え方に基づいて、とりあえず WG で整理したのは、いわゆるスリーステップテストみたいな考え方ができるかもしれないという言い方をしている。当面は当該論文が単独で市場に流通していないこと。それから 2 つめは、論文集等の編集物に収録されている他の論文が授業と関係ないものであること。それから、学生に購入させることに合理性がないと。

こういった基準で著作権者の利益を不当に害しないかどうかを判断した方がよいのではないかな、という様な一種のスリーステップテストというのを論文集の中で考えてはどうかという様なところまでが議論されたところである。

そして、3 つめは入手の容易性、困難性をどう判断するかということについての整理である。従来だとその出版物が絶版となっているかどうか分かりやすい目安とされていたが、最近は電子出版も普及しているので、絶版状態になっているかどうかの判断を教育関係者が判断するのは難しくなっているので、ネット通販や Amazon とかそういったもので入手できるかどうかという様な基準も考えられるのではないかな。とはいえ、どんな通販サイトがあるのかと。そもそも電子版が出されているのか出されていないのかをどうやって判断するのかみたいなこともあって、入手性の判断と

というのは、個別に判断せざるを得ない、一律に線を引くのは難しいのではないかと。とはいえ利用者側にとってこういった観点で努力することによって利益を不当に害するリスクというのは避けられるのではないかと、というニュアンスを匂わせているところである。

このほか、ここでは論文の例示、いわゆる典型例として挙げようとしたものだが、これについてもまだ議論があるが、論文でいうと雑誌に載った論文というのは新聞学術雑誌等の定期刊行物に掲載された記事の言語の著作物、先ほど言った様に雑誌の論文等はここに当てはまるという様に整理をして、雑誌ではない編集物、記念論文集等の場合はこういった形で整理をして、授業の目的に照らして全部が必要な場合にあつて出版物全体に占める当該論文の分量とか流通の状況を勘案して、履修者が購入することが合理的でない場合は全部を複製しても不当に害することにはならない可能性が高いという様に整理をする。もちろん、これも出版社や著作権者の中には先ほど言ったような単品、バラ売りのライセンスがあるようなものについても、書き分けるべきじゃないかとかとかいった意見があるし、あるいは商業定期刊行物というものを除いてほしいという意見も恐らくあるだろうと思うし、引き続き議論が必要だと思うが、こんな形で整理されているのが現状である。それから、この辺りはまだあまり詰めて議論はしていないが、用途とか、受信者の数については、フォーラムの段階でもクラスサイズで考えようということになっているので、クラスサイズで考えることで概ね了解が得られてるのではないかと考えている。

それから、態様については、例えば豪華な表紙をつけて製本するような場合は不当に害する例に当たるのではないかとという様に整理をしているが、権利者の方には豪華ではなくても表紙をつける必要があるのかみたいな意見もあるようなので、この辺りは引き続きどう整理をするか検討が必要かと考えている。

それから、ちょっと読みにくかったところがあるのだが、レジュメのなかでリンクを貼ることに公に伝達だという様な表現にしているが、実は私が書いたつもりはそうではなくて、授業の中で動画を視聴させる場合はこういうような条件であっても公の伝達と書いたつもりなのだが、ちょっと読みにくかったかも知れない。ちょっと誤解を招いている嫌いがあるので、この表現の工夫も必要があるかも知れないが、こんな形で取りあえず親フォーラムで報告することに関してはWGメンバーに了解をいただいたところである。

本日は質問や意見をいただいて、答えられる範囲であれば答えるが、基本的にはWGに持ち帰り、先ほど言った通り色々積み残しの課題もあるので、それらと共に本日いただいた意見も3回目以降のWGの中で議論させていただきたいと思うので、権利者からも教育関係者からも様々な観点から意見をいただければありがたいと考えている。ちょっと長時間となったが、終わりとした。

○ ありがとうございます。大変丁寧な説明をいただき、皆様もそれほど疑問に思わずに理解いただけたのではないかと思います。それでは、2人の幹事からももし補足があればお願いしたい。

○ 特に補足はない。

○ 中身の話に補足はないが、少しだけ発言をさせていただきたい。

本日示した高等教育専門WGの叩き台の目指すところと経緯は今説明があった通りである。著作物等を複製、公衆送信できる範囲について、法35条の本来の立て付け通り、授業のために必要と認められる限度であることと、著作権者の権利を不当に害しないことの両方から判断していくと

いうことを、授業を担当される現場の皆さまにしっかり伝えることができる内容にしていくことに努めたので、細かい作り込みはこれからとなる。令和2年度版とは趣を異にしているが、運用指針の方向性としてあるべきものを提示できているのではないかと思う。教育機関側の皆さまには本日が初見の方も多と思うが、この叩き台を読み込んでいただいて、現場のリアリティーあるいはニーズをWGの方にご教示いただければと思う。著作物を提供する側としても、そうしたニーズを丁寧に聞きながら、授業を担当される皆さまに共感する気持ちも持ちながら、個々の著作物の事情あるいは利用の個別のシーンに照らしながら議論をさせていただきたいと思う。

○ ありがとうございます。質疑は2つのWGの報告の終了後にさせていただくので、次に、初等中等WGからの報告をお願いしたいと思う。

○ こちらのWGのメンバーは別紙の通りだが、教育関係の方がフォーラムに参加されておらず新たに加わっていただいてやっているという状況である。また、日程は7月8日と16日の2回実施しているが、まずはフォーラムの中身について確認をさせていただいた後に具体的な事例について話し合わせていただいた。また、短い期間の中でWG委員の全員からこのWGが終わった後も意見をいただき、それを整理したものを今回は掲示している。

それでは、初等中等WGの会議報告を始めたい。先ほど高等教育WGの報告で、全体的に詳細な話はしていただいたが、初等中等WGも方向性としては全く同様である。第1回で3月の資料を基にして委員から意見をいただいて具体的な内容を詰めていった中で、高等教育の進行状況もあわせて確認させていただいた。その中で高等教育のものが具体的に現場の先生方に分かりやすいのではないかということで、そちらを基にして、初等中等に合わせたものにしてこのような形となっている。特に、初等中等においても、まず分かりやすいもの、あとは現場の実態に合ったもの、具体的には、高等教育では論文等を使うケースが多いが、初等中等教育では論文を使うことはなく、逆に絵本や教科書やドリルを使う様なケースが多くあるので、その辺りの具体的な例、現場の方々が多く使う典型的な例を中心にした。

それでは内容の方の確認をしていきたいと思う。

まず、具体的な例を入れたところを簡単に説明したい。初めの著作物の施策の種類、立て付けは高等教育と同じだが、この部分でアプリケーションソフトウェア、コンピューター室等で授業することが多いので、それに関してアプリケーションソフトを1つ購入してそれを複数のPCに入れるというところを具体的に入れた。

次に、授業に供する著作物を単体で利用する場合について述べたところで、映り込みの部分である。運動会の様子をビデオで映して学年集会で出したりとかその様な例について教育関係者側から意見があり、それを踏まえて映り込みの部分はこの様に具体的に例示している。この辺りは高等教育とそんなに大きな違いはないと思う。

それから、ここは話の中で出てきた著作物の利用許諾申請についてだが、このところはまだ今後協議が必要と考えているが、入手困難かつ利用許諾申請不能な場合ということで具体的に書かせていただいた。

あとは小部分の複製に関して、これも初等中等教育に特有のものだが、検定教科書の利用期間という点も入れさせていただいた。また新聞についてもこのような具体的な事例で入れさせていただいた。あとは最後のところでまだ詰め切れておらず、今後協議しなければならないところにも入れてあるが、写真、絵画、その他に初等教育で特に絵本があるのだが、これに関してはまだ協議する



必要があるということで、こちらでまとめさせていただいている。

次に、「著作物の用途」で、問題集やドリルというのを初等中等教育ではよく使うので、具体事例として、問題ドリルを購入させることなく生徒に解かせるために複製又は公衆送信するようなことということで典型事例として入れさせていただいた。

それから、「複製の部数・公衆送信の受信者の数」で、必要と認められる限度については、既に昨年度までに協議が済んでいるところで、3月資料の8頁の部分だが、このところには具体的な参照で分からない時にそこで確認できる様に入れさせていただいた。

続いて、「複製・公衆送信・伝達の態様」のところ、新型コロナの問題が始まってから、特にオンライン授業が初等中等教育でも進んでいる。まだライブ型の授業の導入は少ないが、それ以外の部分は随分増えてきているので、その管理の仕方についてIDとパスワードの管理等限定された児童・生徒のみの公衆送信ということで、具体的な管理で実質的にコントロールできているかという部分を強調して入れさせていただいている。

この態様の部分に関しては、これも初等中等教育の独特のものだが、高等教育だと本人でできるが、特に小学生の低学年辺りになるとオンライン授業においても、保護者がいないと1人で設定ができなかったり、画面が見られなかったりする可能性があるので、具体的な事例として保護者が支援するものと考えられるということで、この幼い子たちに対する対応として、このような形で入れさせていただいた。

続いて、このまとめ方が高等教育と大きく違うところだが、1つ1つ具体的な事例を示すことがよいのではないかということでWGの中で話が出て、その点を入れさせていただいた。まず、同一の授業の中でということで趣旨の部分は小部分の理由でなくなるという例を挙げさせていただいている。それからここは具体事例を挙げる必要があるということで、初等中等教育の独特のところとして、参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テストペーパー、授業で教材として使われる楽譜、採択外の教科書、副読本と入れさせていただいた。ただし、ライセンス契約がある場合、例えばデジタル教科書、教師用のデジタル教科書は期間が決まっていたりする場合もあると書いているが個別のライセンス契約等がまた別途ある場合もあるので、優先することということで書かせていただいた。それから授業の中に特別活動が含まれており、初等中等では部活動も特別活動、授業の一環ということになるので、演劇の脚本、読書会用の短編小説、それからこれが一番使われるケースが多いと思うが、部活動で使われる楽譜も入れさせていただいた。

それから、この2回の短いWGの中でなかなか協議が進まなかった部分、更にまだ協議ができていない部分もあるので、これらの部分に関しては、この後もう少し意見をいただきながら詰めていかなければならないと考えている。アンソロジーという言葉を入れているが、主に文学作品を授業で使ったりとか絵本のアンソロジーを使ったりするので論文というイメージではないのだが、そのところを具体的に示しながらこの著作物の扱いをどうするか。また入試問題を扱うケースもあるので、入試問題の扱いをどうするか。それからまた協議されていないが、教育の情報化を踏まえたサーバーへのデータ保存の扱いをどうするか。また絵本に関してはこの条文を超えた利用について利用方法が複数あるので、利用に応じた扱いを確認しなければならないと考えている。

初等中等教育においては発達段階に応じて、指導の方法も扱う資料も少しずつ変わってくところがある。逆に高等教育と比較して、ある程度、利用状況は、教科書がよい例だが、ある程度確定されて、狭まる部分もあるので、そこも踏まえて、これを見た方が判断しやすい様な詳細な資料に進めて、今後広げていければいいのではないかと考えている。

以上、高等専門WGから詳細に説明していただいたので、私は具体的な部分を説明したが、皆

様から色々な意見をいただけると今後のWGの審議に活かせるので、ご意見を是非よろしく願いたい。

○ ありがとうございます。それでは初等中等教育WGの幹事の方から補足の発言あれば願いたいと思う。

○ 今回のWGでは用語の定義の⑨の部分で特に議論して、大きな書き方の変更をした訳だが、具体的な例示の数を増やしたりとか結果を変えたりするというのではなく、著作権法の条文をしっかりと分析、検討して読み砕いていくということで、文章の量として長くなっているが意味するところは腑に落ちやすくなったのではないかと考えている。

授業での著作物の利用については従来から法35条で許諾なしで使える利用方法、この部分については変更がない訳だが、何十年も前から学校で個別に許諾を得て行われている方法もある訳で、それらのうち今回の法改正で補償金の支払いにより許諾なしで使える利用方法と、許諾を得れば利用できる利用方法の線引をしたいというのが今回の作業である訳で、利用方法を例示すれば星の数ほどある訳だが、それを増やすということではなく、まず考え方を整理するという事に力を入れたというのはよかったのではないかと考えている。

○ WGができて、あたかも密室で何かやってる様なイメージというのがあるかも知れないし、特に初等中等WGにはフォーラム委員が入っていないということで、私からは、少しWGの雰囲気についてお話させていただこうと思う。

まず初等中等WG主査も私もこのフォーラムでは有識者ということで参加していたが、なぜ私たちが主査と幹事に選ばれたのかということ、恐らく主査は2年位前まで群馬県の教育委員会で指導主事をされていて、私は8年位前になってしまうがそれまでは中学校の教員をしていたということ、現在は主査と私も教員養成系の教育学部の教員なので、そういうことから初等中等WGの主査と幹事の指名があったのではないかと考えている。今回フォーラムのメンバーではない方々にWGの委員をお願いしたのは、初等中等WGで2つも掛け持ちというのは初等中等の先生方は皆お忙しいということで、フォーラムのメンバーではない方々にお願いした訳だが、主査や私が口出ししていいのかどうか、正直たくさん発言をしなくてはいけないのか等と事前に予測していたのだが、それは取り越し苦労に終わって、まだ2回だが、とてもよい議論ができていていると思っている。WGの第1回は自己紹介がメインになるかなと思っていたのだが、予想よりもかなり内容の方に入っていくことができたのではないかと考えている。1週間後に第2回をやった訳だが、結構議論が進み、資料が今日提示された様な詳しい書き振りに変わったということもあるが、ちょっと慣れてきて教育関係者の方からも色々突っ込みがあったり、質問があったりという事が出たのではないと思う。特に印象的だったのは、権利者の方々からの話が大変よかったとされていて、何かと大人の事情とか打算になりがちな話の中で普段聞くことができないクリエイターの方々のある重みのある話かある話をいただいたのではないかと考えている。一方で教育関係者からも初等中等のこれまでの著作権に対する態度に関する反省とかそういう話もでたり、特にクリエイターの方々からの話はWGの中だけで閉じ込めておくのはもったいないと思える位大変よい内容だった。普及啓発という意味では何らかの方法でいつかこのWGの議論の概要を知る機会とか、権利者と利用者がお互いのことを知る機会みたいなものがつくればよいのではないかと考えている。もちろん対立点はまだ残っているし、細かい部分ではグレーゾーン、先ほどのお話でもグレーゾーン

が残っていてという話があったが、そういう点はもちろんある訳だが、非常に前向きに双方協力してよい指針を育てていけるのではないかと期待できる話し合いが出来つつあるのではないか。フォーラムの委員の方々からも是非ご指導ご助言をいただければと考えている。よろしく願いたい。

○ ありがとうございます。それでは、2つのWGの報告に対する質疑に入るが、ここからは進行を交替したい。

○ ありがとうございます。大変詳細な説明、特に経緯に関しては、やはりこれまでのところからだいぶ変更があったが、大変よい議論というか進行があったと思う。私はこういう方向で大変好ましいと思っているが、今日フォーラム委員の方々から意見をいただいて、よりブラッシュアップしていくことができると考えている。

発言の挙手がなかなかないので、私の感想を若干追加させていただくが、今回前文のところの書き振りで大きな変更があった。もともとこれまでの方向性としては典型例を先に数多く出していき、原理原則だけで進めていくのはなかなか難しいのではないかとということがあったのだが、今回丁寧にしかも著作権法に則った順番できちんと書き起こしていくことで、実は権利者側も教育関係者の方々にも非常に分かりやすくなったと思う。ただ分かりやすいといっても著作権法の話なので一般の先生たちには分かりにくいかも知れないが、ここで原理原則が定まればそれに典型例を付加していく。具体的で分かりやすい例というのを付加していくと迷いのない方向に行くのではないかと考えている。

○ 初等中等で1か所質問があるのだが、採択外の教科書について、最終頁の不当に害する可能性が高いため利用できない例の中で、ドリル、ワークブックと共に採択外の教科書も入っているが、一方で、2頁の最後で、こちらではむしろドリルや問題集に対する形で、いわゆる過年度の教科書や採択外の教科書は、小部分ならば35条の範囲で利用可能という趣旨のことが書いてあると思う。従って、最終頁の採択外の教科書という語句はここから削除すべきではないかと思う。つまり、ドリル、ワークブック、テストペーパー等は授業を受ける生徒全員が購入しないと小部分でも使えないということだと思う。採択外の教科書は、この案では、もちろん全員が購入することは通常想定されていない訳で、小部分なら利用可能ということであるならば、この最終頁にある採択外の教科書の方を削除するというのではないのかなと思うのだが、いかがだろうか。

○ 採択外の教科書については学校現場でなかなか悩ましいところで、この部分を入れようということで協議をしている。その中の考え方としては採択外の教科書は普通の書籍と同じ扱いでよいのではないかということで今収まっているが、確かにご指摘いただいた通りここに出すことによって、先生方が誤解をして使えないと思って使わないことは避けないといけないので、誤解を生むようであればご指摘いただいた様に、この後WGで確認をさせていただいて、対応していきたいと思う。

○ 今回WGにはフォーラムの有識者委員の方に専門家として出席していただいているのだが、よろしければコメントをいただきたいと思う。

○ 高等教育 WG に参加させていただいているが、非常に建設的な議論ができる様な雰囲気になっていた。フォーラムの様な大人数でやっているのと、とかく二項対立的な様相を呈してしまいがちだが、WG は少人数で非常によい議論ができたと思う。お互い抑制し合いながら、まずはよい関係を築いて、これから更に建設的に議論を進めていこうという雰囲気で、よかったと思う。また、昨年度の運用指針が、典型例を出すということでルールベースに個別の具体的な例を挙げていくというパターンでのアプローチだった訳だが、今回は先ほどから皆さまが話しておられる様に、プリンシプルベースというか考え方を両方で共有した上で、その土台の上で個別の問題を検討していけばいいのではないかといい様なアプローチに転換したのは非常によいことだったのではないかなど考えている。

後は今初等中等 WG の資料も拝見して、初等中等と高等では、もちろんそれぞれ違うところもあるが、共通する部分についてはこれから両方で擦り合わせをして同じような考え方をもって、同じ様になるものについては表現を揃えるという調整をしてもよいかなど考えている。

○ 私も同じ様な感想で、初等中等の特色に鑑みて建設的な議論がなされたという様に思って議論を聞いていた。特に扱う素材が高等教育と随分違うということで、高等教育だと論文で、学者等が発表している論文を使うという場面を想定して議論しなければいけないが、初等中等だとやはり職業的な作家の方々が創作した作品を扱うという場面が念頭に置かれる様で、そういう場面ではやはり著作権者の利益に十分に配慮しなければいけないという意識が、権利者の方々の意見で非常に納得がいったという部分もあり、細かなところではまだまだ色々検討しなければいけない部分は残っているが、フォーラムも、WG もそうだろうが協議が途中で止まったり、喧嘩別れになったりしない様な形で最後まで進むということが最も重要な点だと思う。そういう意味では実質的な議論を WG で特色に配慮しながら検討できたという意味ではよかったし、今後もう少し詰めていく部分を検討することによって納得のいく結論になるのではないかなと思う。また、他の諸外国の状況と比較しながら私は見ているが、以前外国の権利者が何か言ってきた場合はどうなるのかみたいな話もあったが、外国だとやはりパーセンテージで区切っている話が多くて、年間その 1 つの書籍の 10%とか 15%とかですね。我々はそういうパーセンテージでは特に明示しなくて、小部分という枠組みで今のところ議論している訳だが、分かりやすさという点ではパーセンテージにした方がよいのかも知れないが、ただそうしたところで結局はよく分からないということにもなるので、その点は別に諸外国にならう必要はないと思うが、ただ、特に外国語の教材等を使用する場合には、外国の権利者から何か言われる様な場がない様にするという点は、ちょっと調整を入れておく必要があるかも知れない。日本の権利者が訴える様なことはないかも知れないが、外国の権利者は以前そういう話もあったし、今後もあるかも知れないので、その辺りで外国のスタンダードよりも随分低いと思われる様なことにならない様に見ていきたいと思っている。ただ、今のところは日本ばかりが補償金の枠内ですごく緩く対応してるという結論や議論にはなっていない様に思っている。

○ 今の観点も非常に重要で、結局今回の議論でスタックしてしまう一番大きな原因は、量に関してである。つまり、ある場合では例えば使えるのは全部であるかも知れないし、もしかしたら 5% ちょっとならぬ使えないのかも知れないが、それは著作物の内容といわゆる必要な限度とそれから不当に害さないという点が著作物と状況によって変わってくるのをひとつのものに決めようとするので必ずスタックしてしまったという様な気がしている。だから量ではなくて今回のようにきちんとそ

の2つの考慮要素でやっていくということが最も正確にできる。ただし欠点はその場の判断が結構必要になるので、現場の先生に分かりにくくなってしまうという点である。

なので、この原理原則を定めた上で実際の例をある程度出していくということで、現場の先生たちにこれから迷いのないような形にしていくという様になるのだろうとWGの議論を聞いていて、少しそんな風を感じた。

○ 先ほど言いそびれてしまったのだが、初等中等の話がうかがっていて思ったのだが、初等中等教育の方は、比較的使われ方とか使う素材、使う目的の様なもので共通性があるというか、ある程度皆が納得できる様なものがあって、それをベースに議論していけばいいと思うが、高等教育の場合は分野によってもあるいは学部や大学院によっても全く違うということもあるので、その辺りが大変難しいかなと思っている。その意味でもルールベースで色々数値を入れたような形で作るというのは非常に難しいところがあって、そこが初等教育と高等教育の違いかなと思っている。

○ 全くその通りだと思う。議論の過程で初等中等教育と高等教育で全く内容が違っていいのかという話もあったが、基本的にはWGの中では違っても仕方がない、違うこともあり得るという様な結論で進めてきたということもあるので、今のような特性を考えた上で進めていくということになるかと思う。

それから、ライセンスについて、包括ライセンスというものが予定されているが、基本的にはこのライセンスとそれから運用指針、補償金の範囲の両方を合わせたもので一般の先生方に使いやすくなる様な包括ライセンスを今計画している。皆さまにはまだ報告できていないが、すぐにはなかなかできないと思うが、できる限りそういったライセンスについても皆さまと相談しながらやっていくという様なことも計画しているところである。

それでは、次の議題に移りたい。今後の方針についてということで、座長からまずは話をさせていただきたいと思う。

○ 恐らくWGで大変よい議論を進めていただいているということで、今日のフォーラムではそれほど多くの意見が出なかったのだと私は理解している。両主査ともまだWGでの積み残しがあるということなので、WGの方で検討を続けていただいて、特に高等WGでは書面で意見をいただいているものがまだ全てWGで検討されていないということもあったので、それも含めて早急に意見を詰めていただければと思っている。私も先ほどご指摘のあった初中等と高等の違いを活かしつつも基本的な概念のところをきちんと揃えていくということが必要だと考えるので、その書き振りの調整も並行して進めていく必要があると考えている。

○ 私からは先ほどからの発言が総括みたいなものだが、今後としては、やはりWGをもう1回最終的にやっていただきたいと考えている。まだ今年度中でどこまで進むかというのもあるが、現時点でもだいぶ議論が詰まってきたので、もう1回WGを近々記憶の冷めないうちにやって検討していただきたい。その結果についてはまたフォーラムでもフィードバックしていただきたいし、そのフォーラムについても、皆さまに先ほどライセンスの話をしたが、使用料の根拠とか、ライセンスとか、そういったことについての話を報告させていただいていない状態にあるので、そういったことについても皆さまに話をして、どの様な形に考えているのかということをお話さなければいけない時期に来ていると考えている。それについてはこれと並行した内容になるかと思うので、それ

らのことも一緒に話をしつつ、制度全体の構築を、全体的なバランスのよい内容にしていくということについて相談をさせていただきたいと思っている。なのでWGを至急やって、それをフィードバックしていくということで進めていくということで、皆さまの同意をいただければそのような形の進行をしていきたいが、どうだろうか。

○ 典型的な利用例がこれまで結構な頁数で付いてきていたが、その典型的な利用例についてはWGでやるのか、それともまた別の場で詰めていくのか、その辺りの構想はあるのか。

○ 皆さんからご意見をいただいて典型例を非常に充実させてきて、今実際に令和2年版として充実させてきているが、当然新しい運用指針に沿って、事例が新しい運用指針に適合している、していないかを判断した上で、できるだけ早く新しい典型例を作っていかなければいけないと考えている。それについてはどこの場でやるかについては、まだ議論ができていない状況である。今WGでは原理原則の話に入っていて佳境かなと思うので、新しい典型例はまとめなければいけないが、まだ検討方法は未定という様にご理解いただければと思う。

○ 非常に難しいが、今回高等WG主査がこういうアプローチをとった最大のポイントは、具体的な例を挙げると、「ではこれはどうなのか」と細かいところにどんどん話がいつてしまう。それを避けるためのものである。今回高等WGがあのようなアプローチをされて、初等中等の方もそのアプローチがよいと判断されて、こういうやり方をやってきたということになる。なので、典型例を挙げていくということの重要性というのはもちろんあって、特に現場の方々に我々が考えていることをきちんと理解していただくための手掛かりとして、それを提示していかないといけないところはあるが、やはり今回高等WGがアプローチされたところの懸念というのは、我々としては十分配慮する必要があると思うので、ちょっとその辺りの扱いについては引き続きちょっと検討させていただくということをお願いしたい。

○ 了解した。

○ 今のところの議論は、一番大事なところで、情報の質とか意味とか価値を考えた時に、そういう典型例の様なものがたつたものから判断すると、先生たちは考えなくなってしまう。私が今回の話で一番よかったと思うのは、著作権制度とか情報の価値とか意味とか質とか、なぜそれを教育で使いたいのかという辺りがしっかりと先生の中で自分の頭で考える判断基準が出てくるのが一番教育的だし、そうすることが引き出せてくることで、恐らく権利者側と先生方とが折り合いがついていく。これが今回のテーマの一番大事なところだと思っているので、今のご意見も分からなくはないが、私は今回のアプローチは素晴らしいと考えている。この中でしっかりとやっていけば、自ずと典型例は考えれば分かる訳なので、そこが一番大事と思っているので、是非その流れでやって欲しい。

○ 実は、使う方々が考える必要があるというのは、WGの議論のなかでも話がでていた。そういうことは当然分かってくれる内容のものだと思うので、皆がそれでよいと言って進んできたので、そういう形になる様に進むと思う。

○ この場で言っているのかどうか分からないが、そういう議論がきつとされてるんだろうなという事は、このフォーラムでしか分からないので、もう少しこういうことは是非典型例として入れていきたいという様な意見とか、先生方がこのコロナ禍のなかで ICT で困って、もうここはちゃんとやってくれないと授業にならないとかいう辺りはフォーラムだけだと分からない。もう少しその辺り、フォーラムの場だけでなく、情報に触れることができ、現場感覚が分かる様にしてほしい。

○ 特に初等中等 WG では現場の先生方に意見をいただいている訳だが、今の意見を反映させて、もう少しできるだけ情報を共有していける様な方向を考えていきたい。

○ 今の流れに反対する訳ではなく、むしろ賛成ではあるのだが、やり方として、どうしても具体例に入れてほしいというものがあれば、例えば WG に流していただいて、そして、大きな解釈、流れについて、それがもし参考になるような例であれば、具体例に追加するみたいに、制限的に取り入れる様にするといいのではないかと思う。

○ ご意見については基本的に随時色々な意見をいただきながら考えて、もちろん期限を決めて何かをまとめるために意見をいただく場合もあるが、今のような話については、意見をいただいたものについては随時考えていくような形があるだろう。今回は夏休みもあるので、これからどうするか分からないが、とりあえず WG に戻してもう 1 回話し合うという形になるかと思う。一応そんな形でまた WG で検討した上で、フォーラムでも報告ということを用意して進めさせていただければと思う。

では、次の議題に進ませていただきたい。「専門ワーキング・グループの設置について」ということだが、事務局から説明をお願いしたい。

**事務局** 内容としては、資料でお送りしている通り、2つの専門 WG に加えてもう 1つ、著作権法関係有識者専門 WG を設置することを提案したいという案件である。検討内容については前回の資料で示した中の 4 番目のその他として記載がある 2 点、①いわゆる契約のオーバーライドに関する検討事項、②コピーコントロールアクセス制限のかけられた著作物の利用についてのルール作りという点になる。これらについて、運用指針の令和 3 年版の策定に向けてとりまとめていくということを目的とすることを考えている。構成員については、3 名を予定しており、法的側面に精通している有識者により構成することを考えており、本日承認をいただければ、委員候補の方々は設置要項では座長で決めるということになっているので、すぐに手配に入っていきたいと考えている。

○ 要するに、このオーバーライドの話等は法律の専門家でないで議論できない内容なので、専門家に話を聞こうということである。このフォーラムではこういう立ち位置しかないので、WG と呼んでいるが、諮問に近いものである。別にここで延々と議論をして審議会のようなことをやる訳ではなく、これについてきちんと専門家の方々の意見をお伺いしたいということの主眼にしているものである。WG という今更なぜこの時期にという様に思われるかも知れないが、そういう実情である。そういうことで、2つの WG と並行して進めたいと思うが、いかがだろうか。

○ これは、専門家でも議論して何か判断は出るのか。この問題についてはこれまでも色々な場で意見が出されているが、見解がまとまる可能性があるのか。

○ 専門家の方ならば少なくとも我々がするよりきちんとした議論になる。最善を尽くすということである。では、一応これを設置して進行するというので、これも次回のフォーラムで一定の報告をできる様に進行させていただきたいと考えている。

最後の議題で、資料のWEB公開についてということだが、このフォーラムもだいぶ注目されてきているし、議事次第と資料についてはできる限り速やかにWEBで公開することが望ましいと考えている。また、議事概要については、無記名の概要を作ってできるだけ早く公表していきたい。今日お諮りしたいのは、議事次第についてはこれはすぐに公表すること。その他についてはできる限り、迅速に対応するという事としたい。特に教育関係者の方々には非常に重要なことだと思うが、そういう措置を取らせていただきたい。いかがだろうか。

○ 資料を公開すること自体は反対しないが、例えばWGの検討経過をこれでFixしたとか誤解されないような配慮をしていただきたい。

○ 全くその通りなので、事務局でも注意して対応していただきたい。他に意見あればいただきたいが、いかがだろうか。

ではそのような形で、誤解が生じない様な形で、公開を進めさせていただきたいと思う。

議事は以上だが、最後に事務局から伝達事項等があればお願いしたい。

○ お忙しいなか恐縮だが、WGの検討については引き続き進めていただきたいと考えている。本日のフォーラム終了後に次回以降のこのフォーラムと3つのWGについて日程調整をさせていただきたい。皆さま大変ご多忙の中恐縮だが、ご協力をお願いしたい。またご意見等があれば、随時事務局にいただければと思う。以上、よろしく願い申し上げます。

○ では、若干早いですが、これをもって2020年度第2回のフォーラムを終了したい。ありがとうございました。

○ ありがとうございました。特に丁寧なご報告を頂いたWGの両主査には、心より感謝申し上げます。

以上